

(様式第1号)

宮崎県国際・経済交流課長 宛

FAX : 0985 (26) 7327

E-mail : kokusai-keizaikoryu@pref.miyazaki.lg.jp

宮崎次世代共働事業（次世代育成会議）業務
企画提案競技参加申込書

令和 年 月 日

標記について、参加を申し込みます。

＜提出者＞ 事業者名
所在地
郵便番号
住 所
代表者名

＜担当者＞ 担当部署
担当者名
電話番号
FAX
E-mail

なお、当社は、宮崎次世代共働事業（次世代育成会議）業務企画提案競技実施要領の参加資格の要件を全て満たします。

また、企画提案競技実施時までに参加資格の要件に一つでも該当しない事由が生じた場合には、当企画提案競技の参加を辞退します。

(様式第 2 号)

令和 年 月 日

宮崎次世代共働事業（次世代育成会議）業務
企画提案競技

質 問 書

宮崎県国際・経済交流課長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

NO	質問事項	質問内容
1		
2		
3		

※質問欄が不足する場合は、追加してください。

質問者
・担当者氏名：
・E-mail：

(様式第 3 号)

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者

所 在 地

商号又は名称
代表者職氏名

宮崎次世代共働事業（次世代育成会議）業務
企画提案競技 参加申請書

宮崎次世代共働事業（次世代育成会議）業務企画提案競技について、下記のとおり関係書類を添えて参加申請します。

なお、宮崎次世代共働事業（次世代育成会議）業務企画提案競技実施要領 8 の企画提案競技参加資格を有する者であること並びに本申請書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 会 社 名

2 所 在 地

- ・郵便番号
- ・住 所

3 代表連絡先

- ・電話番号
- ・FAX 番号

4 担 当 者

- ・部署名
- ・職・氏名
- ・電話番号
- ・FAX 番号
- ・メールアドレス

5 関係書類

添付のとおり

(様式第4号)

令和 年 月 日

委任状

宮崎県知事 殿

申請者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

私は都合により

受任者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

を代理人と定め、宮崎次世代共働事業（次世代育成会議）業務に関し下記の権限を委任します。

記

- 1 企画提案競技参加申請書その他各種届出に関する事
- 2 企画提案及び見積に関する事
- 3 契約の締結に関する事
- 4 保証金の納付並びに還付請求及び領収に関する事
- 5 契約代金の請求及び受領に関する事
- 6 契約に関する各種証明事項に関する事

(様式第 5 号)

会社概要

令和 年 月 日

法人名等			
形態	1. 株式・有限会社 2. 個人事業者 3. その他 ()		
設立年月日	年 月 日	資本金	円
役員・従業員数 又は会員数	合計 名 【役員 名、社員(従業員) 名、アルバイト等 名、会員 名】		
本社住所			
本社以外の事業所	あり () カ所 (うち宮崎県内の事業所数 () カ所) ※ ありの場合は、住所記載の事業所一覧を添付すること。 なし		
業種			
事業内容			
主な事業実績	(本業務と同種の事業実績については必ず記入してください。)		
宮崎県との主な取引実績	(該当するものがあれば記入してください。)		
	(例) 令和〇〇年度 ××課「△△調査委託」		
前身の団体	※ 任意団体が法人化した場合、法人の形態が変わった場合 (有限会社→株式会社等) など、上記団体の前身がある場合は記載してください。		

※企業共同体の場合、構成員ごとに提出すること。

(様式第 6 号)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所
フリガナ
氏名

印

(法人にあっては名称及びその代表者職氏名)

誓 約 書

私は、宮崎次世代共働事業（次世代育成会議）業務委託の企画提案競技の参加に当たり、下記の参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- ☐ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- ☐ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者
- ☐ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- ☐ 県税に未納がない者
- ☐ 宮崎県暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 1 8 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者
- ☐ 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 2 1 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者